

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [労働安全衛生法](#) | [「健康の確保と増進」について](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

労働安全衛生法 「健康の確保と増進」について

健康管理

法第66条第1項に「一般健康診断」が、同第2・3項に「特殊健康診断」が規定されています。尚、じん肺法第3条に規定されている健康診断も含まれます。

○一般健康診断（労働者の一般的な健康状態を調べる健康診断）

○特殊健康診断（特に有害と言われている業務に従事する労働者を対象に実施するもので、有害業務に起因する健康障害の状況を調べる健康診断）

1. 一般健康診断の実施

- ① 雇入時健康診断（則第43条） 常時使用する労働者を雇い入れる際に実施。
- ② 定期健康診断（則第44条） 常時使用する労働者に1年以内ごとに1回実施。
- ③ 特定業務従事者の健康診断（則第45条）

ア. 深夜業を含む業務など。

イ. 則第13条第1項第2号の業務に常時従事する労働者について「配置替え」の際、及びその後6か月以内毎に実施。

- ④ 給食従業員の検便（則第47条）

ア. 給食従業員の雇入時。 イ. 給食業務へ配置替えの時に実施。

2. 特殊健康診断の実施種類

- ① じん肺健康診断（じん肺法第3条、同法第8条～第9条の2）
- ② 高気圧業務健康診断（高気圧則第38条）
- ③ 電離放射線健康診断（電離則第56条）
- ④ 鉛健康診断（鉛則第53条）
- ⑤ 四アルキル鉛健康診断（四アルキル則第22条）
- ⑥ 有機溶剤等健康診断（有機則第29条）
- ⑦ 特定化学物質健康診断（特化則第39条、同側別表第3、第4）
- ⑧ 石綿健康診断（石綿則第40条）
- ⑨ 歯科医師による健康診断（安衛則第48条）

3. 行政指導による健康診断（指導奨励） → 30種類の業務について行政指導。

VDT・騒音・腰痛・・・などが定められています。

安全衛生法（等）で、事業者に義務づけられている「健康診断の基本」

健康診断は、

1. 事業者の責任であること。
2. 医師が行うこと（含む「判定」）。
3. 健診項目、実施方法は、厚生労働省の定めによること。
4. 事後措置等が講じられることに意義があること。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**